

二十六番 近藤 満里でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、地域振興部の所管事項について申し上げます。

住民自治協議会の自立促進や、継続性のある運営及び活動などが期待できるとして、同協議会が事務局長を雇用し、経費の一部を市が補助する制度が、今年度から二年間の試行期間としてスタートしました。現在、三十二地区のうち二十五地区で事務局長が雇用され、それぞれの地区で活動されております。市では、地区ごとの経費や業務実績等を調査し、今後の参考にするとありますが、事務局長が地域のために気持ち良く働くことができるよう、調査方法等については十分配慮するよう要望いたしました。また、多くの地域課題への対応等が事務局長に集中するなど、過度な負担とならないよう、支所長との連携、事務局長が担うべき業務の明確化などについても併せて要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について申し上げます。

新第一庁舎・新市民会館は、平成二十六年度のしゅん工を目指して、現在、基本設計が行われております。今後、全市民を対象とした二回の市民説明会やパブリックコメントを経て、最終的な基本設計が決定することですが、庁舎は、防災の拠点であるとともに、市民が利用しやすい施設でなければなりません。ワンストップサービスや福祉の観点からも十分に配慮された設計案を市民に公開し、丁寧な説明を行った上で意見を聴き、改善が必要な部分は設計に反映していくよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

請願第八号 家族従業者の「働き分」を認めるための「所得税法第五十六条の廃止を求める意見書」採択を求める請願の審査に当たっては、参考人として請願者の出席を得て、請願の提出理由について意見をお聴きし、審査を行いました。

まず、採択すべきものとして、「同じ労働に対して、申告の方法の違いにより対価が違ふという、労働に対する価値にまで介入するような今の税制はおかしい。労働が適正に評価されていない現代社会の問題が集約的に表現されている条文である所得税法第五十六条は是正すべきである。また、申告制度にも及ぶ問題ではあるが、所得税法第五十六条をまずは廃止して次へ進むべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「所得税法第五十六条を廃止することは、新たな問題を生むことになる。また、国においても見直しの動きがある中で、今やるべきではない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、意見書案提出の協議経過について申し上げます。

大飯原発再稼働に反対する意見書案の提出について委員から提案があり、協議いたしました。

意見書案の内容は、大飯原発の再稼働を行わないことを国に強く求めるといったものであります。

まず、意見書案提出に賛成の意見として、「福井県や大飯町が大飯原発再稼働に同意した背景には、国が安全であるという見解を示す中で、電力供給の必要性などから国の意向を受け入れざるを得なかったという事実がある。科学的な検証がされて同意したわけではない。また、脱原発を進めるべきだという圧倒的な世論を踏まえて、大飯原発再稼働には反対すべきである。」との意見が出されました。

一方、意見書案提出に反対の意見として、「地元自治体が判断し、決定した事項について、本市議会が反対する意見書を提出すべきではない。」との意見が出されました。さらに、「電力が不足する事態を避けるため、再稼働は電力ピーク時の一時稼働にとどめ、必要な措置に努めるとする内容にすべきである。」との修正を求める意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず、意見書案を一部修正の上提出することについて諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き意見書案の提出について採決を行った結果、賛成少数で意見書案は提出しないことと決定いたしました。

以上で報告を終わります。